

香芝市コミュニティバス車両ラッピング業務委託仕様書

令和8年10月

香芝市都市創造部都市政策交通課

1 適用範囲

この仕様書は、香芝市（以下「発注者」という。）が委託する香芝市コミュニティバス車両ラッピング業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、令和8年度に納車予定のバス車両（マイクロバス1台、ワゴン2台）のラッピング加工を施すものである。当該車両は、令和9年1月5日（火）に運行開始を予定している。香芝市コミュニティバスは、買物、通院及び交流などの日常的な移動を支えるための欠かせない移動手段であることから、市民により親しんでもらえるよう、公募デザインの市民投票並びに市内高等学校及び障害者福祉事業所が参画したものとなっている。本業務においては、デザイン制作者との調整等も含めて業務委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月18日（金）まで

4 履行場所

市が指定する場所（香芝市役所を予定しているが、設備や納車の都合により、別途市が指定する場所とする）

5 業務内容

(1) ラッピングフィルムのデザイン調整及びデータ作成

デザイン案（令和8年10月末期限で各デザイン提出予定）からデザインデータを作成する。必要に応じて、下表のデザイン制作者とデザインの調整やラッピングフィルムの色校正等を行う。データ形式はai形式及びPDF形式とし、色校正はサンプル形式で、2から3回とする。

なお、デザイン制作者との連絡及び調整は、必ず発注者を通じて行うこと。

マイクロバス 1台	市内高等学校2校及び障害者福祉事業所により3種決定のうち1種 (令和8年10月末までにデザイン案確定予定)
ワゴン 2台	公募デザインを市民投票により2種決定 (令和8年10月下旬決定予定)

(2) ラッピングフィルムの作成

ア 対象車両は、三菱ふそうローザ1台（型式 2RG-BE740E）及びトヨタハイエースコンピューターGL2台（型式 3DF-GDH223B-LETNY 車体のベースカラー白色）とする。

イ ラッピングのデザイン案を作成依頼した対象範囲は、車両前後面及

び側面の４面である（天井面は施工なし）。

ウ 下表の要求水準を満たす素材を使用すること。

インクジェットメディア	３Ｍコントロールタックコンプライグラフィックフィルム IJ180mC 同等品
ラミネートフィルム	３Ｍスコッチカルオーバーラミネートフィルム IJ4116N／IJ4117N 同等品

(3) ラッピング施工

ア 作業場所は、香芝市役所の敷地内（奈良県香芝市本町 1397 地内）とし、スペースの都合上、１台ずつの施工となる可能性がある。

イ 作業に当たって、以下の期間内を目安とし、発注者と日程調整の上、必要に応じて事前に車両等を確認すること。作業期間は作業場所への搬入後（令和８年１１月末まで搬入予定）から令和８年１２月１８日（金）までとする。

なお、車両の納入遅延など受注者の責によらない工期の延長については、発注者と協議し、必要に応じて定めるものとする。

ウ 当該車両は、車体保護を目的としたベースラッピングがすでに施されているため、貼り付けるラッピングフィルムは、ベースラッピングの上に重ね貼りすること。

エ 施工前に車体に粉塵などが表面に付着している可能性があるため、施工前に必ず表面の洗浄を行うこと。

オ 受注者は、施工前及び施工後に各箇所を写真撮影し、発注者に提出すること。

カ 貼り付けしたラッピングフィルムに汚損、毀損等が生じた場合は、受注者が自らの責任と費用負担において取り替え及び修繕を行うこと（ラッピングにおける剥離の場合を含む。なお、前述事業者の責に帰すべき理由及び偶然な外来の事故を起因とする場合を除く。）。

7 経費

本業務の実施に係る一切の経費は、委託料に含む。

8 特記事項

- (1) 業務遂行に当たっては、受注者は適宜発注者と協議に応じ、発注者の指示に従うこと。
- (2) 実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (3) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況について、適宜、発注者に報告すること。また、発注者は、委託期間中いつでもその業務状況の報告を受注者に求

めることができるものとする。

- (4) 作業に際しては、周囲の第三者及び器物を害さぬよう、安全管理を徹底すること。なお、一般的な安全設備（バリケード、看板等）は受注者が準備すること。
- (5) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- (6) コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護情報セキュリティの取組みを徹底すること。
- (7) 業務の実施に当たっては、業務内容に示されていない事項であっても、目的達成のために当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において完備しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、両者の合意の上で決定する。